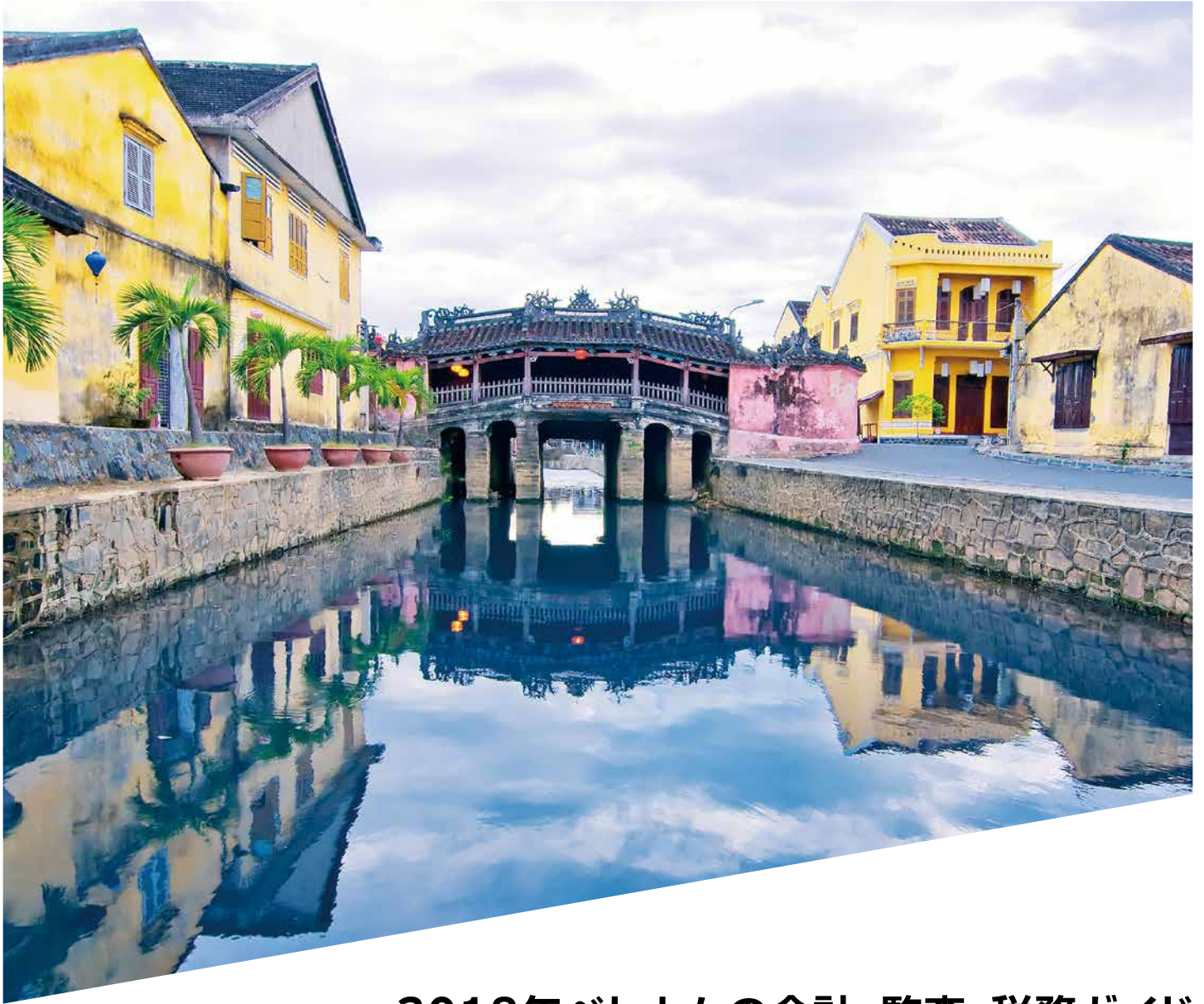


2018年 ベトナムの 会計、監査、税務ガイド

EY新日本有限責任監査法人
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. A yellow chevron shape is positioned above the 'Y'.

Building a better
working world



2018年ベトナムの会計、監査、税務ガイド

目次

はじめに	3
ベトナムの会計、監査制度	4
ベトナムの税制	9
ベトナムの法人税	10
ベトナムの付加価値税（VAT）	11
EY Japan ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）の概要	13

はじめに

ベトナムの会計制度は、「ベトナム会計基準 (Vietnam Accounting Standards: VAS)」を基本としていますが、会計基準に関する通達 (Circular 200/2014/TT-BTC) も発行しており、会計基準がありつつも、一部は通達に従うという状況になっています。通達を踏まえてVASを改正する流れもありましたが現状は改正されていません。一方で、ベトナムの会計基準は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) へのコンバージェンスの流れもあり、通達200/2014/TT-BTCにより、原則的にはIFRSと同様の考え方が採用されていますが、金融商品会計基準、固定資産の減損会計基準、従業員給付の会計基準については適用されていません。そのため、引き続きIFRSとの間で会計基準の差異が残っている状況となっており、留意が必要です。

ベトナムの会計監査証明は日本と同様に、ベトナム公認会計士協会に登録された公認会計士のみに認められています。ベトナム公認会計士協会は日本と同様に国際会計士連盟のメンバーであり、ベトナムの会計監査基準はIFRSに準拠したものになっています。

ベトナムの税金は、主として法人税、個人所得税、付加価値税 (VAT)、外国契約者税 (Foreign Contractor Tax: FCT) などがあります。法人税、個人所得税、付加価値税の考え方は日本における税法の考え方と同様ですが、損金算入の範囲が厳しいことや、還付の場合は厳しい税務調査があり、税務調査の対応が必要になります。また、ベトナム特有の税金として外国契約者税があり、海外からサービスを購入した場合などにおいて、ベトナムで源泉徴収が行われる場合があります。


EY新日本有限責任監査法人
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
アセアン・デスク ベトナム



緑川 直
シニアマネージャー



本村 茂久
マネージャー
公認会計士 (日本)



ベトナムの 会計、 監査制度

ベトナムの会計、監査制度（概略）

項目	ベトナム	タイ	フィリピン	インドネシア	ミャンマー
非上場企業 （日本企業の子会社）IFRS 適用の可否*	否	否	可	否	否
IFRSと 現地会計基準の 主な差異	小 以下の基準が採用されて いない ▶ 金融商品会計基準 ▶ 従業員給付会計 ▶ 減損会計	▶ 上場企業向け 会計基準（TFRS） 小 ▶ 非上場企業向け会 計基準（TFRS for NPAEs） 中	小 不動産の収益認識に関 する基準	小 土地の取扱いに関する 基準	小 現地会計基準（MFRS, MFRS for SMEs）は 2010年時点のIFRS又 はIFRS for SMEsとほ ぼ同等
決算期の変更	可	可	可	可	不可
決算期末の 選定（暦年以外 の採用可否）	可 ただし3月末、6月末、9月 末のみ選定が可能	可	可	可	不可 3月31日。ただし2019年 より法令改正により9月 30日に変更される予定。 決算期が親会社と異なる 場合、一般に親会社報告 目的で仮決算を行う
会社法で作成 が求められる 財務諸表	▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記	TFRS ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記 TFRS for NPAEs ▶ 財政状態計算書 ▶ 損益計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記	▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記	▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記	▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記
提出する 財務諸表	▶ 税務当局 税務申告時に監査済財 務諸表一式を添付して 提出 ▶ 統計局 ▶ 財務局等 提出先は企業ごとに異 なる ▶ 企業登録機関	▶ 税務当局 税務申告時に監査済財 務諸表を添付して提出 ▶ 商務省 株主総会から1カ月以 内に監査済財務諸表を 提出 ▶ タイ証券取引所 上場企業の場合は監査 済財務諸表の提出が 求められる	▶ 税務当局 税務申告時に監査済財 務諸表一式を添付して 提出 ▶ SEC 上場非上場を問わず、 監査済財務諸表の提出 が求められる	▶ 税務当局 税務申告時に監査済財 務諸表一式を添付して 提出 ▶ 金融サービス庁 上場企業の場合は監査 済財務諸表の提出が 求められる	▶ 税務当局 税務ステータスによっ ては税務申告時に財務 諸表一式を添付して 提出が求められる ▶ 監督官庁
保存期間	原則10年間	原則5年間	原則10年間	原則10年間	原則3年間
機能通貨 適用の可否	可	必須 ▶ TFRS 否 ▶ TFRS for NPAEs	必須	必須	可
法定監査	必要	必要	必要	必要	必要 （零細企業に対する 適用除外あり）

*非上場企業のIFRS適用可否については、以下の基準で記載しています。

否：税務申告時又は規制当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準で提出しなければならない場合。

可：税務申告時又は現地当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準以外にIFRS基準であっても良い場合。

ベトナムの会計、監査制度

非上場企業のIFRS適用の可否

ベトナムで事業を行う企業は、財務省が規定する「ベトナム会計基準 (Vietnam Accounting Standard :VAS)」及びベトナム会計システムに準拠した財務諸表を作成することが義務付けられています。ベトナム会計システムには財務諸表を作成するにあたり遵守すべき法規制、会計慣行が示されています。すべての企業はベトナム会計システムにのっとり、財務省が指定する勘定科目及び勘定科目コード (Chart of Account) を使用して記帳を行う必要があります。VAS は IFRS をベースに順次改訂されていま

すが、有形固定資産にかかる減損会計、金融商品会計などに関する会計基準の詳細は未発行です。そのため、親会社と連結する場合には、VAS に基づいた財務諸表に一定の修正を加えて IFRS に準拠する財務諸表を作成し、親会社の財務諸表と連結する場合はほとんどです。なお、VAS に明確な規定がない場合は、財務省に文書で取扱いを確認する事前ルーリング制度を利用できます。公表されている VAS は以下の通りです。

No	概要
基準 1	一般基準
基準 2	棚卸資産
基準 3	有形固定資産
基準 4	無形固定資産
基準 5	不動産投資
基準 6	リース
基準 7	関連会社投資
基準 8	合併会社の資本拠出に関する財務情報
基準 10	外国為替レート変動の影響
基準 11	企業結合
基準 14	収益及びその他
基準 15	工事契約
基準 16	借入コスト

No	概要
基準 17	法人税
基準 18	引当金、偶発債務及び偶発資産
基準 19	保険契約
基準 21	財務報告
基準 22	銀行及びその他金融機関の財務諸表における開示
基準 23	後発事象
基準 24	キャッシュ・フロー計算書
基準 25	連結財務諸表
基準 26	関連当事者
基準 27	中間財務報告
基準 28	セグメント情報
基準 29	会計方針の変更、会計の見積及び誤りの修正
基準 30	1 株当たりの利益

現地会計基準とIFRSの主な差異

VAS と IFRS の主な差異は以下の通りです。

IAS - VAS	項目	差異の内容 (VAS の特徴)
IAS 第 1 号 - VAS 第 21 号	財務諸表の表示	ベトナム会計システム上、勘定科目コード及び VAS に規定されている財務諸表のフォーマットを使用することが求められる
IAS 第 2 号 - VAS 第 2 号	棚卸資産	標準原価の採用は可能であるが、税務では認められていない
IAS 第 12 号 - VAS 第 17 号	法人所得税	営業権や合併に関する一時差異について、VAS には規定がない
IAS 第 36 号	減損会計	VAS 未発行。ベトナム政府に個別処理の許可を得ることにより、減損が認められる場合もある
IAS 第 3 号 - VAS 第 11 号	営業権	原則として 10 年以内で償却 (減損処理は認められない)
IAS 第 39 号	金融商品会計	VAS 未発行
IAS 第 19 号	従業員給付	VAS 未発行

決算期の変更

決算期の変更は、事前に税務当局へ決算期変更の申請を行う事で可能です。

12月末決算を3月末に変更する場合、12月末決算の税務申告に加え、移行期である1～3月の期間についても税務申告を行う必要があります。概要は以下の通りです。

- ▶ 12月末までの期間
 - ▶ 税務申告（決算日から3カ月以内）
 - ▶ 決算書類（3カ月）の作成、外部監査人による会計監査
- ▶ 翌年1～3月末
 - ▶ 決算期間は3カ月間
 - ▶ 決算書類（3カ月）の作成、外部監査人による会計監査
 - ▶ 税務申告の期限は通常と同じ決算日から90日以内
 - ▶ 当該3カ月は、原則として1会計期間と見なされ、繰越欠損金の使用期間及び投資優遇措置の優遇期間の1期とカウントされる

決算期末の選定(暦年以外の適用可否)

会計年度としては1月1日から12月31日までの暦年が一般的ですが、3月、6月及び9月末日も決算期とすることができます。12月末以外の決算月を採用する場合は、事前に財務省に登録する必要があります。

なお、会計法により、企業は第2会計年度以降からチーフ・アカウント（会計主任者）の資格保有者を雇用しなければなりません。社内雇用に代えて、会計事務所に委託することもできます。外資系企業の支店の場合もチーフ・アカウントの採用が必要ですが、駐在員事務所の場合は不要です。チーフ・アカウントは決算書類作成などの責任を負います。

会社法で作成が求められる財務諸表

VASを採用する企業は以下の財務諸表を作成する必要があります。会計帳簿はベトナム語表記が必要です。ただし、外国語の併記が認められます。

- ▶ 財政状態計算書（貸借対照表）
- ▶ 損益計算書
- ▶ キャッシュ・フロー計算書
- ▶ 財務諸表の注記

提出する財務諸表

会社法で作成が定められた財務諸表一式が対象になります。なお、企業の種類ごとに提出先が異なります。

企業の種類ごとの提出先は以下の通りです。

提出先	国有企業	外国企業	その他の企業
財務局	○	○	—
税務当局	○	○	○
統計局	○	○	○
企業登録機関 (工業団地管理局など)	○	○	○

保存期間

会計法では、文書の種類に応じて保存期間が規定されています。企業の通常管理及び業務の内部管理用として記帳や財務諸表の作成に直接用いられない文書は決算日から最低5年間は保管する必要があります。記帳及び財務諸表の作成に直接的に用いられる会計帳簿などは最低10年間の保存が必要です。一般に企業はその重要性から法定保存期間後も任意の期間を定め書類の保存を行っています。会計証憑及び会計帳簿は電子媒体で保存している場合を除き、保管前に印刷することが求められます。また、企業の法定代表者は保管期間終了後に会計文書破棄の決定を行います。破棄を行う場合は、関連文書が再生できないように裁断、焼却などの手段が必要です。

機能通貨適用の可否

企業は原則としてベトナムドン(VND)を報告通貨として使用しなければなりません。ただし、売上と仕入などの経済取引を主に外貨で行う企業は、事業年度開始の10営業日前までに税務当局に通知すれば外貨での記帳が認められます。ただし、外貨の使用が認められる要件である「経済取引を主に外貨で行う」という要件については、具体的な数値基準などが定められておらず、外貨を報告通貨として使用する場合には注意が必要です。また、税務申告用の財務諸表については、外貨で作成した財務諸表をベトナムドンに換算替えしたものを使用する必要があります。

法定監査

外国企業、上場企業、金融機関、保険会社、BCC（事業共同契約）及び国有企業は、VAS 及びベトナム会計システムに従い年次財務諸表を作成し独立した監査法人の会計監査を受けなければなりません。また、企業は事業年度終了日から90日以内に監査報告書及び監査済財務諸表を提出しなければなりません。提出先は管轄の税務当局、統計局及び計画投資局です。工業団地に所在する企業は工業団地管理局です。また、すべての外国企業は企業規模に関わらず法定監査の対象となります。法定監査は原則として期末に年1度ですが、本社の方針などから中間、四半期レビューを行うこともできます。

会計、監査上の留意点

VAS は、IFRS と比較すると、固定資産の減損会計がない、金融商品の時価評価が行われないなど、会計基準の差異が残っている状況となっています。そのため、日本側での連結財務諸表を作成するにあたっては、会計基準の差異の影響を検討する必要があります。また、会計基準の差異の検討にあたっては、ベトナムにおいてIFRS について一定の知識を有しているチーフ・アカウンタントなどの会計人材は限られていることから、外部リソースの利用が必要となるケースが多い状況です。

また、会計法では定められた勘定科目コードを使用することが義務付けられています。親会社への報告では、当該勘定科目コードと当該親会社報告目的に沿った勘定科目コードをシステム内のサブコードなどを使用して整合させることが重要となります。

A nighttime photograph of a cityscape in Vietnam. In the foreground, a large concrete bridge with multiple pillars spans across a body of water. The bridge's lights and the city lights in the background are reflected in the calm water. The sky is a deep blue, and the city buildings are illuminated with various lights, creating a vibrant scene.

ベトナムの 税制

ベトナムの法人税

概要

法人税率 (%)		20 ^(a)
キャピタルゲイン税率 (%)		20 ^(b)
支店税率 (%)		20
源泉徴収税率 (%)	配当金	0
	利息	5
	ロイヤルティ	10
支店送金税 (%)		0
欠損金 (年)	繰戻し還付	0
	繰越し	5

(a) 標準法人税率は20%です。しかし、税制上の優遇措置が利用可能です。石油・ガス業界で業務を営む企業は、立地及び特定のプロジェクトの条件に応じ32～50%の法人税率で課税されます。鉱物資源（例えば、銀、金及び宝石用原石）の探鉱、探査及び採掘に従事する企業は、プロジェクトの立地に応じて40～50%の法人税率で課税されます。

(b) 法人の資本又は株式の売却によって得られた利得は、20%の税率で課税されます。外国投資家による証券の譲渡は、当該譲渡が利益を生んだかどうかにかかわらず、総売却収入の0.1%のみなし課税の対象となります。

ベトナムの付加価値税(VAT)

概要

税金の名称	付加価値税 (VAT)	
導入日	1999年1月1日	
貿易圏への加盟	なし	
所管	財務省 (Ministry of Finance) (http://www.mof.gov.vn)	
VAT 税率	標準	10%
	軽減	5%
	その他	0%及び非課税
VAT 番号の形式	9999999 (7桁)	
VAT 申告書の期間	月次又は四半期	
VAT 登録	なし	
国内で設立されていない事業者 (外国法人) による VAT の控除	なし (特定の状況を除く)	

本資料の内容は、各章に別途明記する場合を除き、2017年1月1日時点で有効な情報に基づいています。本資料で取り扱う国の税法やその他の適用法令については、改正案が提出されている場合があります。最新情報については、各地域のEYメンバーファーム又は貴社の担当窓口までお問い合わせください。

本資料には要約した情報を掲載しており、一般的なガイダンスとしてご利用いただくことを目的としております。本資料は、詳細な調査や職業的専門家の判断の代替としてご利用いただくことを意図したものではありません。EYGM リミテッド及び他のEY グローバル・メンバー組織はいずれも、本資料の記事に基づく作為又は不作為により皆様に生じたいかなる損失に対しても責任を負うことはできません。特定の事項につきましては、適切なアドバイザーにご相談ください。

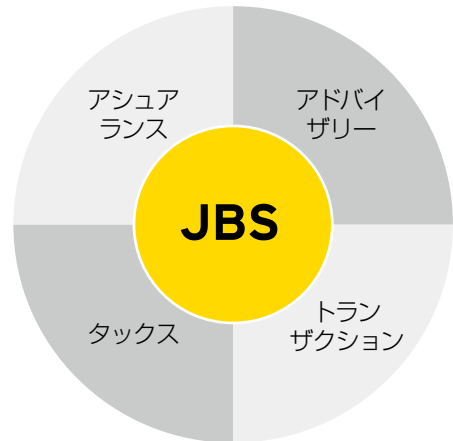
EY Japan における海外進出支援体制 ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) の概要

JBSは日本企業の海外事業展開をサポートする

アシュアランス、タックス、トラザクション、アドバイザリーの4ラインをまたがるEYのグローバルネットワークです。

世界の70を超える主要都市に約500名の日本語対応可能なプロフェッショナル（うち駐在員約100名）を配し、監査、税務、アドバイザリーなどの業務を通じて、均一で高品質なサービス体制を整備しています

JBSはグローバルネットワークを統括する本部機能をEY Japan内に設けています。EY Japan主導により、海外各地の日本企業担当プロフェッショナルと密接な連携を図りながら、強固な一体組織として、グローバルで最適なサービスを提供しています



Contact us

EY新日本有限責任監査法人
マーケティング本部 海外企画部
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
Jbs_mailbox@jp.ey.com

JBS アセアン・デスク ベトナム
緑川 直
Nao.Midorikawa@jp.ey.com

本村 茂久
Shigehisa.Motomura@jp.ey.com

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。